

和 指 第 9 4 3 号
平成 3 1 年 2 月 2 1 日
(2 0 1 9 年)

各介護保険サービス事業所開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

指定更新の指定有効期限を合わせる場合の手続きについて (通知)

介護保険法の規定により介護サービス事業所の指定については、6年毎に更新を受けなければ、その効力を失うこととなり、それぞれの指定サービスごとに指定更新手続きを行う必要があります。

今般、本市における指定更新手続きの取り扱いについて、同一事業所で一体的なサービスの指定を受けている場合であって、それぞれの指定有効期限が異なる場合にあっては、指定更新申請の際に一体的サービスの指定もあわせて更新することで、更新後の指定有効期限を合わせることができることとします。当該手続きの詳細については、次のとおりとしますので取り扱いに十分ご留意ください。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知願います。

1. 指定有効期限を合わせられる対象サービスについて

対象となるサービスについては、次の条件のいずれも満たす場合に限ります。

- ① 同一所在地で指定を受けていること。
- ② 居宅サービス（地域密着型サービス）と一体的に提供される介護予防サービス（地域密着型介護予防サービス、第1号事業）であること。
- ③ 平成31年4月1日以降に指定有効期限満了となるサービスであること。

【一体的サービスの例】

- ・通所介護と予防給付型通所サービスと短時間型通所サービス ⇒ ○
- ・訪問看護と介護予防訪問看護 ⇒ ○
- ・通所介護と訪問介護 ⇒ 同一所在地であっても×
- ・介護老人福祉施設と短期入所生活介護 ⇒ ×

(※ただし、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は○)

2. 申出方法

指定更新申請時に必要となる書類に加えて、別添「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を添付してください。

3. 指定有効期限を合わせて更新した場合の指定有効期限の考え方について

指定有効期限満了の早いサービスの指定更新時に、一体的サービスを同時に更新することで、更新後の有効期限を合わせることとなります。

【参考例】

訪問介護と予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスの指定有効期限が異なっており、指定有効期限を合わせて更新の手続きする場合

<指定有効期限満了が早いサービス>

訪問介護 指定有効期間 平成26年4月1日から平成32年3月31日

<同一所在地で行う一体的サービス>

予防給付型訪問サービス 指定有効期間 平成30年4月1日から平成36年3月31日

生活支援型訪問サービス 指定有効期間 平成29年4月1日から平成35年3月31日

⇒訪問介護の指定更新申請時に、同時に予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスの更新も行う。必要書類に加え、「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を提出
⇒更新後、訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス共に、指定有効期間が、平成32年4月1日から平成38年3月31日までとなる。

	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	H32.4.1	H33.4.1	H34.4.1		
訪問介護	指定	←————→									
予防給付型 訪問サービス					指定	←————→	同時更新			指定有効期限 H38.3.31 まで	
生活支援型 訪問サービス				指定	←————→						

4. 留意事項

当該取り扱いについては、手続きに要する事務負担の軽減を目的として、指定有効期限を合わせて更新することを可能とする手続きとなります。必ずしも指定有効期限を合わせて更新する必要はありませんので、指定有効期限を合わせない場合は、従来どおり各サービスごとに更新の手続きを行ってください。